

平成 2 7 年第 3 回定例会（1 2 月議会）
予算及び付託議案審査関係資料

平成 2 7 年 1 2 月 3 日
総 務 部

【予算関係】

- 資料 1 平成 2 7 年度 1 2 月補正予算に関する説明資料
(財 政 課)
- 資料 2 県人会ネットワーク化推進事業に係る債務負担行為の設定について
(総 務 課)
- 資料 3 広報事業に係る債務負担行為の設定について
(広報広聴課)

【議案関係】

- 資料 4 「秋田県行政不服審査会条例案」について（議案第 1 9 4 号）
(総 務 課)
- 資料 5 「行政不服審査会の事務の受託について」（議案第 2 0 6 号から
議案第 2 3 6 号まで）
(総 務 課)
- 資料 6 「職員の退職管理に関する条例案」について（議案第 1 9 5 号）
(人 事 課)
- 資料 7 「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例案」について（議案第 1 9 6 号）
(人 事 課)
- 資料 8 「秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案」について
（議案第 1 9 7 号）
(広報広聴課)

資料9 「財産の取得について」(議案第238号)

(総合防災課)

資料1 (予算関係)

平成27年12月3日
財政課

平成27年度12月補正予算
に関する説明資料

(議案第186号)

平成27年度12月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額	内 訳	減 額	内 訳
1 県 税					
2 地方消費税清算金					
3 地方譲与税					
4 地方特例交付金					
5 地方交付税					
6 交通安全対策特別交付金					
7 分担金及び負担金	△ 3,764			農林水産業費分担金 △ 2,228 (786,341 → 784,113)	
8 使用料及び手数料					
9 国庫支出金	171,803	地域医療介護総合確保事業費 251,582 (325,076 → 576,658)	職員費 (教育費負担金) △ 90,973 (14,700,885 → 14,609,912)		
10 財産収入	24	地域医療介護総合確保基金利子収入 24 (425 → 449)			
11 寄附金					
12 繰入金	△ 725,749	農林漁業振興臨時対策基金 25,885 (2,192,699 → 2,218,584)	財政調整基金 △ 764,137 (2,100,000 → 1,335,863)		
13 繰越金					
14 諸収入	33,470	青年就農給付金 20,850 (244,014 → 264,864)			
15 県債	△ 1,100	ほ場整備事業費 7,500 (1,955,800 → 1,963,300)	かんがい排水事業費 △ 8,600 (39,700 → 31,100)		
合 計	△ 525,316	611,434,741→610,909,425			

平成27年度12月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額	内 訳	減 額	内 訳
1 議 会 費	△ 10,650			△ 10,378 (615,979 → 605,601)	議員報酬費
2 総 務 費	△ 77,878			△ 79,362 (10,575,896 → 10,496,534)	職員給与費
3 民 生 費	473,602		地域医療介護総合確保基金積立金 377,398 (1,501,904 → 1,879,302)		
4 衛 生 費	△ 23,753		地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 12,118 (4,003,559 → 4,015,677)	△ 44,653 (2,830,850 → 2,786,197)	職員給与費
5 労 働 費	△ 19,566			△ 20,409 (645,250 → 624,841)	職員給与費
6 農林水産業費	△ 194,835		経営体育成基盤整備事業 30,290 (7,824,321 → 7,854,611) ハタハタ資源再生緊急対策事業 26,784 (0 → 26,784)	△ 238,782 (6,709,437 → 6,470,655)	職員給与費
7 商 工 費	△ 85,488			△ 85,488 (2,263,453 → 2,177,965)	職員給与費
8 土 木 費	△ 24,741			△ 24,741 (4,268,497 → 4,243,756)	職員給与費
9 警 察 費	△ 197,359			△ 197,359 (19,962,369 → 19,765,010)	職員給与費
10 教 育 費	△ 364,648			△ 374,530 (89,216,961 → 88,842,431)	職員給与費
11 災害復旧費					
12 公 債 費					
13 諸 支 出 金					
14 予 備 費					
合 計	△ 525,316	611,434,741→610,909,425			

平成20年度12月補正予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額	内訳	減額	内訳
1 人件費	△ 996,779			知事部局等給与費 △ 424,728 (30,201,922 → 29,777,194) 教育委員会給与費 △ 374,530 (89,288,864 → 88,914,334) 警察本部給与費 △ 197,359 (19,968,717 → 19,771,358)	
2 物件費	1,303		ハタハタ資源再生緊急対策事業 19,854 (0 → 19,854)	県営林営事業 △ 6,963 (27,800 → 20,837) 県有体育施設整備・改修事業 △ 4,514 (34,091 → 29,577)	
3 扶助費	10,675		措置入院医療費 8,782 (18,855 → 27,637)		
4 補助費等	64,730		青年就農給付金 20,850 (243,353 → 264,203) 地域子ども・子育て支援事業 16,462 (270,530 → 286,992) ハタハタ資源再生緊急対策事業 6,930 (0 → 6,930)	経営体育成基盤整備事業 △ 22,074 (146,240 → 124,166)	
5 積立金	377,398		地域医療介護総合確保基金積立金 377,398 (1,501,904 → 1,879,302)		
6 投資及び出資金					
7 貸付金					
8 維持修繕費	3,400		空港維持管理費 2,400 (64,418 → 66,818)		
9 補助投資事業費	10,443		経営体育成基盤整備事業 30,290 (7,700,155 → 7,730,445) 地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 12,118 (0 → 12,118)	かんがい排水事業 △ 32,100 (147,660 → 115,560)	
10 単独投資事業費	3,514		県有体育施設整備・改修事業 4,514 (67,271 → 71,785)		
11 補助災害復旧事業費					
12 単独災害復旧事業費					
13 国直轄事業負担金					
14 公債費					
15 繰出金					
合計	△ 525,316		611,434,741→610,909,425		

県人会ネットワーク化推進事業に係る債務負担行為の設定について

平成 27 年 12 月 3 日

総 務 課

1 目 的

秋田県人会北海道連合会との協働の取組により県人会活動の活性化を図り、併せて、情報発信等の活動を行う。

2 債務負担行為限度額 2,191 千円 (⊖ 2,191 千円)

内 訳

(1) 入居施設使用料 2,074 千円

使用面積 69.37㎡ (20.98 坪)

場 所 札幌市中央区大通西一丁目 14-2 桂和大通ビル 50 地下 1 階

(2) 看板使用料 117 千円

看板面 4 箇所

3 債務負担行為を設定する理由

現在締結している賃貸借契約に基づき、契約期間満了の 3 か月前に当たる 12 月末日までに契約継続の意思表示を行う必要があることから、当該経費について債務負担行為を設定するものである。

(参考)

1 秋田県人会北海道連合会の概要

- ・発足： 昭和50年
- ・所属する道内県人会数： 14団体
- ・会員数： 約1,800人

2 27年度事業の主な内容

- 県人会組織の拠点としての活動（県人会組織の充実）
 - ・各地区県人会に対する観光パンフレットの送付等の情報発信
 - ・新規県人会員の勧誘、交流イベントの開催
 - ・各地区県人会の来県・表敬訪問の連絡調整
 - ・なまはげ衣装等のイベント用グッズの県人会員への貸出
- 物産展、パネル展示等（情報発信）
 - ・あきた情報プラザにおける「秋田ふるさとミニ物産展」の開催
(4/23～26、7/22～26)
 - ・函館市での巡回物産展の開催（10/23～25）
 - ・札幌地下街観光パネル展への出展（4/22～25、7/22～25）
 - ・苫小牧港フェリーターミナルでのポスター展示（通年）
 - ・百貨店主催の物産展におけるポスター展示、観光パンフレット配布
(札幌東急百貨店：4/27～4/29)
 - ・あきた情報プラザにおける各種パンフレットの配布、ポスター・県産品の展示
(通年)
- 県との協働事業について
 - ・サッポロファクトリー（札幌市）における県人会との協働による秋田空港利用促進イベントの開催（7/21）
 - ・苫小牧みなと祭り（苫小牧市）における県人会との協働による秋田県のPR
(8/7～9)
 - ・ふるさとポケット（千歳市）における県人会との協働による秋田県のPR
(9/26～27)

広報事業に係る債務負担行為の設定について

平成 27 年 12 月 3 日

広 報 広 聴 課

1 目 的

県民に対し、あきた未来総合戦略に基づく取組等、県の主要施策・事業を伝えるとともに、生活に密着した情報や地域活性化に向けた取組等を紹介するため、広報紙の発行や新聞、テレビ、ラジオなどによる広報事業を実施する。

2 債務負担行為限度額

98,944千円

$$\left[\begin{array}{l} \text{諸} \quad 5,365 \text{千円} \\ \ominus \quad 93,579 \text{千円} \end{array} \right]$$

内 訳

(1) 全戸配布広報紙

46,696千円

県の施策等を中心に、生活に密着した情報等も併せて発信する。

・隔月発行、12ページ、414千部印刷・配布

(2) 新聞広報

19,181千円

県の施策等を詳しく解説した特集記事を地元紙に掲載する。

・毎月第3日曜日掲載

(3) テレビ広報

28,867千円

地域を活性化させる活動や、県民の元気を応援する情報等を発信する。

・毎週1回、民放3局で放送

(4) ラジオ広報

4,200千円

各種の普及啓発やイベント等の情報を中心に発信する。

・毎週1回、民放2局で放送

3 債務負担行為を設定する理由

新年度当初から、様々な広報媒体を活用して県民に県政情報を提供するためには、企画の決定、取材・撮影、原稿の作成、印刷などに前1か月から2か月程度の期間を要することから、今年度内に契約手続を行うとともに制作に着手する必要がある。

「秋田県行政不服審査会条例案」について（議案第 194 号）

平成 27 年 12 月 3 日
総 務 課

1 制定理由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の全部改正により、秋田県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。

2 主な内容

- (1) 秋田県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員の任期等、会長、会議、専門委員、合議体及び委員等の除斥について定めることとする。（第 2 条～第 7 条関係）
- (2) 職務上知ることのできた秘密を漏らした審査会の委員又は委員であった者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することとする。（第 8 条関係）
- (3) この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとする。（第 9 条関係）

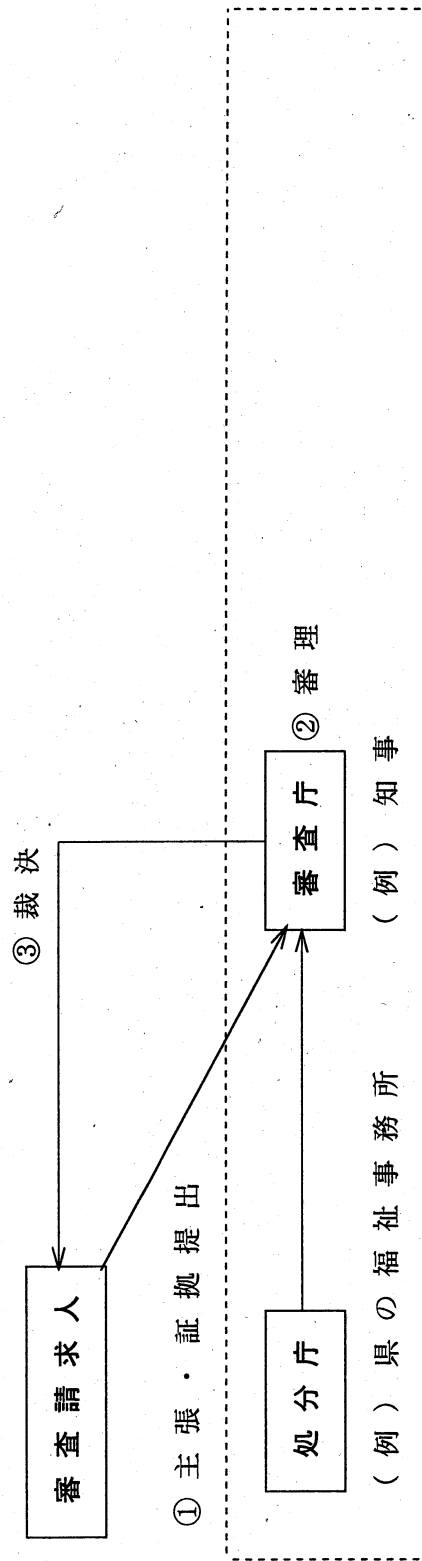
3 施行期日等

- (1) この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとする。
- (2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 31 年秋田県条例第 35 号）について所要の規定の整理を行うこととする。

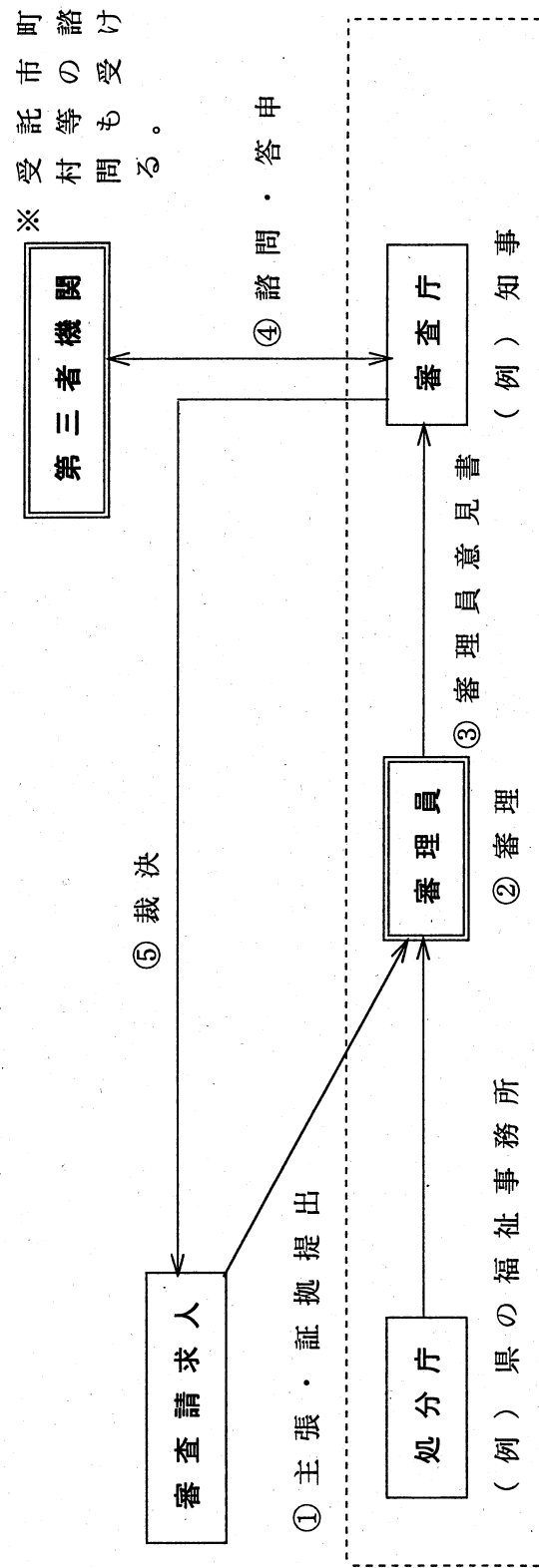
(参考)

新旧制度比較

< 現行制度 >



< 改正後 >



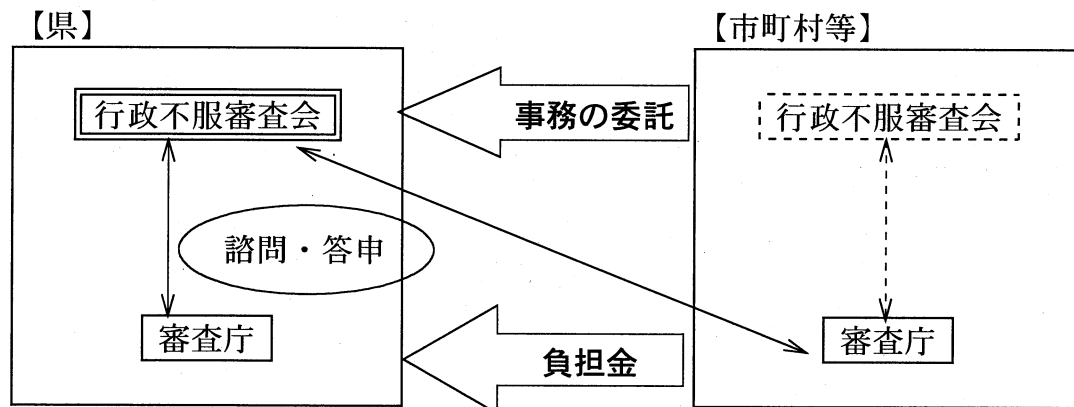
「行政不服審査会の事務の受託について」
（議案第 206 号から議案第 236 号まで）

平成 27 年 12 月 3 日
総 務 課

1 提案理由

行政不服審査会の事務の受託については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。

2 主な内容



※ 事務の委託を希望する 31 市町村等

- ・市町村 秋田市を除く 24 市町村
- ・一部事務組合 湯沢雄勝広域市町村圏組合、本荘由利広域市町村圏組合、能代山本広域市町村圏組合、大曲仙北広域市町村圏組合、鹿角広域行政組合、男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合の 7 団体

3 今後のスケジュール

- ・平成 28 年 1 月上旬 31 市町村等と規約の締結
- ・平成 28 年 4 月 1 日 事務の受託の開始

「職員の退職管理に関する条例案」について（議案第 195 号）

平成 27 年 12 月 3 日
人 事 課

1 制定理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）による地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正により、職員の退職管理に関し必要な事項を定める必要がある。

2 主な内容

(1) 一定の職に就いていた再就職者による依頼等の規制（第 2 条関係）

① 規制の対象者

営利企業等への再就職者のうち、人事委員会規則で定める職（本庁次長級及び本庁課長級の職）に離職前 5 年より前に就いていた者

② 規制の期間

離職後 2 年間

③ 規制の内容

当該職として在職していた組織の現職職員に対し、県と再就職先との間の契約又は処分に関する事務であって当該職としての職務に属するものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することを禁止

(2) 再就職情報の届出（第 3 条関係）

① 届出の対象者

管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるもの（本庁課長級以上の職）に就いていた者

② 届出の期間

離職後 2 年間

③ 届出が必要な場合

営利企業以外の法人その他の団体に再就職した場合（報酬を得る場合に限る）又は営利企業に再就職した場合

※日々雇い入れられる者となった場合や人事委員会規則で定める場合（割愛により採用された場合や再任用職員として採用された場合等）は届出不要

④ 届出事項等

人事委員会規則で定める事項（氏名、再就職日、再就職先の名称・地位等）を、速やかに、離職した職の任命権者に届出

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

(参考)

地方公務員法の一部改正による「退職管理の適正の確保」の概要について

地方公務員法の一部改正（平成28年4月1日施行）により、地方公務員について、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための措置を講ずることとされた。

1 元職員による働きかけの禁止

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを禁止する。

	対象者	対象事務・対象行為	規制内容	期間	根拠
1	営利企業等への 全ての再就職者	県と再就職先との間の契約等 事務であって離職前5年間の 職務に属するものに関する働 きかけ	禁止	離職後 2年間	法
2		県と再就職先との間の契約等 事務であって自らが決定した ものに関する働きかけ		定め なし	
3	離職前5年より 前に本庁部長級 だった再就職者	県と再就職先との間の契約等 事務であって離職前5年より 前の当該職としての職務に属 するものに関する働きかけ		離職後 2年間	
4	離職前5年より 前に本庁次長級 及び本庁課長級 だった再就職者	県と再就職先との間の契約等 事務であって離職前5年より 前の当該職としての職務に属 するものに関する働きかけ			

※契約等事務 売買、貸借、請負その他の「契約」又は行政手続法に規定する「処分」に関する事務

※働きかけ 職務上の行為をする（又はしない）ように要求（又は依頼）すること

2 退職管理の適正を確保するための措置

地方公共団体は、国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

3 再就職情報の届出

条例により、再就職した元職員に再就職情報の届出をさせることができるものとする。

4 その他

働きかけの規制違反に対する人事委員会による監視体制を整備するとともに、不正な行為をするよう働きかけた元職員への罰則などを設ける。

「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 196 号）

平成 27 年 12 月 3 日

人 事 課

1 改正理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「一元化法」という。）の施行に伴う地方公務員災害補償法施行令（昭和 42 年政令第 274 号）の一部改正により、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 一元化法の施行により、同一の災害について災害補償制度による年金等と他法令に基づく公的年金とが支給される場合の併給調整の取扱いが変更されたことに伴い、地方公務員災害補償法に基づく補償制度に準じて所要の規定の整備を行うこととする。（附則第 5 条関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

（参考）一元化法の施行による併給調整の変更

(施行前)		(施行後)		
公的年金の種類	併給調整	公的年金の種類	併給調整	備考
国民年金	公務災害側	国民年金	公務災害側	
厚生年金		厚生年金		
		(恩給期間なし)		変更(改正不要)
		(恩給期間あり)		変更((1)の改正)
共済年金	共済側	共済年金	共済側	
		(法施行前に支給事由発生)		

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行することとする。ただし、2(2)は平成 27 年 10 月 1 日から適用する。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新

附 則

(他の法令による給付との調整)

第五条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第十四条の二を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

傷病補償年金 略

厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)	〇・七三
附則第四十一条第一項若しくは平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する障害共済年	

旧

附 則

(他の法令による給付との調整)

第五条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第十四条の二を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

傷病補償年金 略

厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)	〇・七三

遺族補償年金	障害補償年金		金（以下これらを「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の規定による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	○・八六
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）		○・八八	
遺族補償年金	障害補償年金		略	略
	障害厚生年金等及び障害基礎年金		○・七三	
遺族補償年金	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）		○・八三	
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金等が支給される場合を除く。）		○・八八	
遺族補償年金	略		略	略
	厚生年金保険法の規定による遺族		○・八〇	

遺族補償年金	障害補償年金		「という。」及び国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の規定による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	○・八六
	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）		○・八八	
遺族補償年金	障害補償年金		略	略
	障害厚生年金及び障害基礎年金		○・七三	
遺族補償年金	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）		○・八三	
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）		○・八八	
遺族補償年金	略		略	略
	厚生年金保険法の規定による遺族		○・八〇	

厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する遺族共済年金（以下これを「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金又は遺族厚生年金等が支給される場合を除く。） 又は国民年金法の規定による寡婦年金
〇・八四	〇・八八	

2

休業補償の額は、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律

による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下

厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	○・八四
遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八八
遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による	
遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。 又は国民年金法の規定による寡婦年金	

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下

回る場合には、当該残額とする。

略		略
障害厚生年金等及び障害基礎年金		○・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）		○・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金等が支給される場合を除く。）		○・八八

回る場合には、当該残額とする。

略		略
障害厚生年金 障害基礎年金		○・七三
障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）		○・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）		○・八八

「秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案」について
(議案第 197 号)

平成 27 年 12 月 3 日
広 報 広 聴 課

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）の施行等により、実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関する規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正内容

番号利用法の趣旨を踏まえて県が措置するものとされている特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）に関する次の内容の条文を追加することとする。

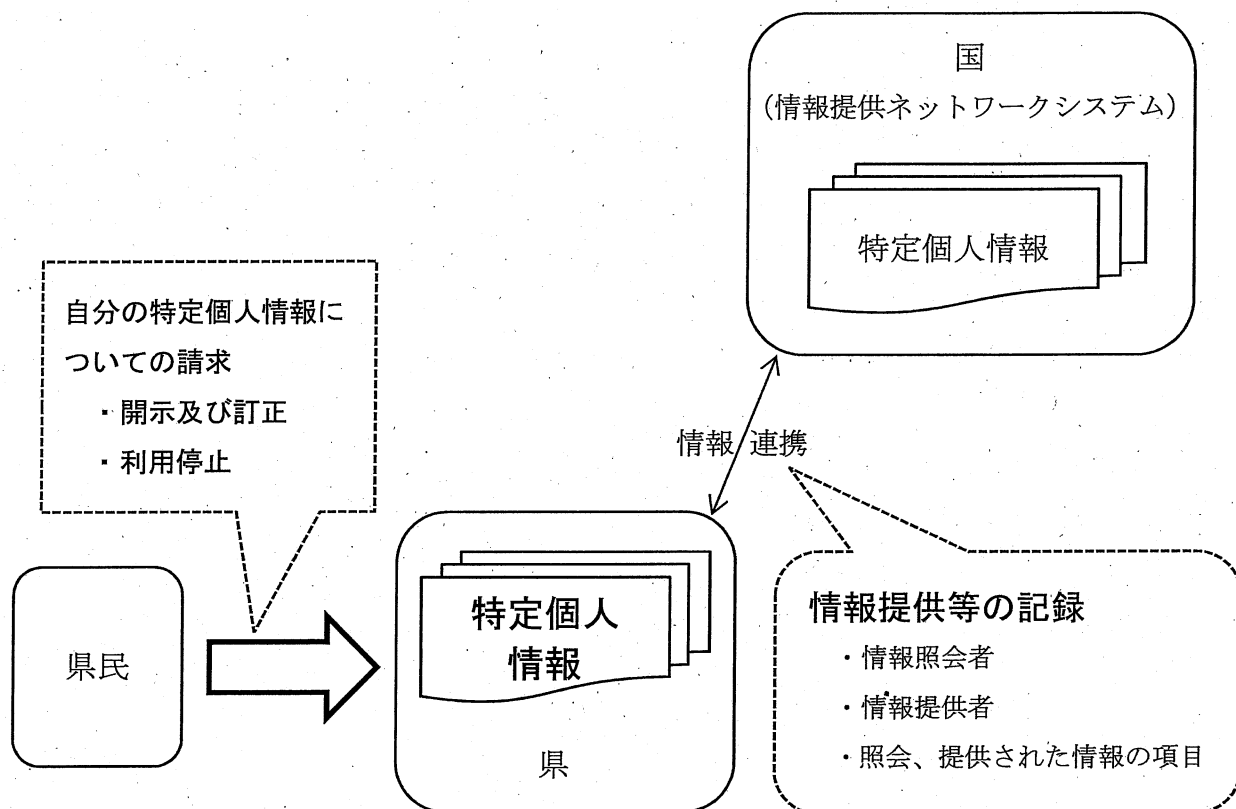
項目	特定個人情報	
	(1) (2)以外の特定個人情報 (第 33 条の 2)	(2) 情報提供等の記録 ※ (第 33 条の 3)
① 目的外利用	禁止（人の生命等の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合を除く。）	禁止
② 開示及び訂正	本人、法定代理人及び任意代理人による請求を認める。	
③ 利用停止	本人、法定代理人及び任意代理人による請求を認める。	利用停止に関する規定を適用除外

※ 情報提供等の記録：特定個人情報の情報連携を行った際に記録する情報

3 施行期日

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとする。ただし、2(2)は、番号利用法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。

◎ 参考：マイナンバー制度開始に伴う個人情報保護条例の改正



※ 特定個人情報：個人番号をその内容に含む個人情報
(マイナンバーの付いた税の申告書など)

秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照表
秋田県個人情報保護条例の一部改正（第一条による改正）

新

目次

略

第二章 実施機関等が取り扱う個人情報の保護

第一節～第六節 略

第七節 適用除外等（第三十三条）

第八節 特定個人情報についての特例（第三十三条の二）

略

第八節 特定個人情報についての特例

第三十三条の二 第九条第一項ただし書第二号から第七号まで、第十四条第二項、第十六条第八号、第二十二條、第二十四条第二項、第二十六条の七第二項、第二章第五節並びに第三十三条第五項及び第八項の規定は、実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十九条第一項に規定する特定個人情報をいう。次項において同じ。）については、適用しない。

2 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関する次の表の上欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第九條第一項	利用し、又は当該	利用しては
本文	実施機関以外のもの	
	に提供しては	

旧

目次

略

第二章 実施機関等が取り扱う個人情報の保護

第一節～第六節 略

第七節 適用除外等（第三十三条）

略

第九條第一項 ただし書第一 号	本人の同意がある とき、又は本人に 提供する	人の生命、身体又は財産 の保護のために必要があ る場合であつて、本人の 同意があり、又は本人の 同意を得ることが困難で ある
第九條第二項	利用し、又は提供 する	利用する
第十四條第三 項	又は成年被後見人 の法定代理人は、 当該未成年者又は 成年被後見人	若しくは成年被後見人の 法定代理人又は本人の委 任による代理人（以下「 代理人」と総称する。） は、本人
第十五條第一 項第二号、第 二十五條第一 項第二号及び 第二十六條の 八第一項第二 号	遺族又は法定代理 人	代理人
第十五條第二 項（第二十一 條第五項、第 二十五條第三 項及び第二十 六條の八第二 項において準 用する場合を 含む。）	若しくはその遺族 又はこれらの法定 代理人	又は代理人
第十六條第九	法定代理人（遺族 代理人	代理人

号	第二十四条第一項及び第二十六條の七第二項本文	第二十四條第三項及び第二十六條の七第三項	第二十六條の七第一項第一号
の法定代理人を除く。）	第二十一條第一項又は第二十二條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人	又は第九條の規定に違反して利用されて
本人	第二十一條第一項	代理人は、本人	第三十三條の二第二項の規定により読み替えて適用される第九條（第一項ただし書第二号から第七号までを除く。）の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十八條の規定に違反して作成された特定個人情報

第二十六條の七第一項第二号	第九條又は第十條	報ファイル（同法第二條第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九條
---------------	----------	---

秋田県個人情報保護条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
目次 第二章 実施機関等が取り扱う個人情報の保護 第一節 第七節 略 第八節 特定個人情報についての特例（第三十三條の二・第三十三條の三） 略 （特定個人情報についての特例） 第三十三條の二 第九條第一項ただし書第二号から第七号まで、第十四條第二項、第十六條第八号、第二十二條、第二十四條第二項、第二十六條の七第二項、第三章第五節並びに第三十三條第五項及び第八項の規定は、実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十條第一項に規定する特定個人情報をいう。次項において同じ。	目次 第二章 実施機関等が取り扱う個人情報の保護 第一節 第七節 略 第八節 特定個人情報についての特例（第三十三條の二・第三十三條の三） 略 第三十三條の二 第九條第一項ただし書第二号から第七号まで、第十四條第二項、第十六條第八号、第二十二條、第二十四條第二項、第二十六條の七第二項、第二章第五節並びに第三十三條第五項及び第八項の規定は、実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十九條第一項に規定する特定個人情報をいう。次項において同じ。

2 () については、適用しない。
 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関する次の表の上欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第二十六条の七第一項第一号	又は第九条の規定に違反して利用されて	第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用される第九条(第一項ただし書第二号から第七号までを除く。)の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第二十九条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されて
略	略	略

(情報提供等の記録についての特例)

第三十三条の三 第九条(第一項本文を除く。)、第十一条、第十

2 () については、適用しない。
 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関する次の表の上欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第二十六条の七第一項第一号	又は第九条の規定に違反して利用されて	第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用される第九条(第一項ただし書第二号から第七号までを除く。)の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第二十九条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されて
略	略	略

四、第二項、第十六条第八号、第十九条の四、第二十二條、第二十四條第二項、第二十六條の五、第二章第四節及び第五節並びに第三十三條第五項、第七項及び第八項の規定は、実施機関が保有し、又は保有しようとする行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三條第一項及び第二項に規定する記録に記録された同法第二條第八項に規定する特定個人情報について、適用しない。

2 実施機関が保有し、又は保有しようとする前項に規定する特定個人情報に関する次の表の上欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第九條第一項本文	利用し、又は当該実施機関以外のものに提供しては	利用しては
第十四條第三項	又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人	若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人
第十五條第一項第二号及び第二十五條第一項第二号	遺族又は法定代理人	代理人
第十五條第二項（第二十一條第五項及び第二十五條第三項において準用する場合を含む。）	若しくはその遺族又はこれらの法定代理人	又は代理人

第十六条第九号	法定代理人（遺族の法定代理人を除く。）	本人である未成年者又は成年被後見人	本人
第二十四条第一項	第二十一条第一項又は第二十二條第二項	第二十一条第一項	第二十一条第一項
第二十四条第三項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人	代理人は、本人	
第二十六条の六	当該個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条件事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当	

該実施機関以外のものに
限る。）

「財産の取得について」（議案第238号）

平成27年12月3日
総 合 防 災 課

1 ヘリコプターの購入について

○契約の概要

- ・購入財産 消防防災ヘリコプター
- ・取得予定価格 1,036,800千円（税込み）
- ・取得の方法 一般競争入札
- ・契約の相手方 川崎重工業株式会社

○購入機体

	更新機種	現有機種
機 種	川崎式BK117C-2型	川崎式BK117C-1型
全長・全高・全幅	13.03・3.91・2.40m	13.00・3.85・2.40m
キャビン容積	6.04 m ³	4.65 m ³
最大巡航速度	246 km/h	246 km/h
航続距離	685 km	550 km
航続時間	3時間35分	2時間54分
ホバリング高度	3,734 m	2,794 m
新たに装備する主な装置	・空中衝突警報装置 ・消防用デジタル無線装置	

2 機体更新に伴う訓練等について

○航空従事者の訓練

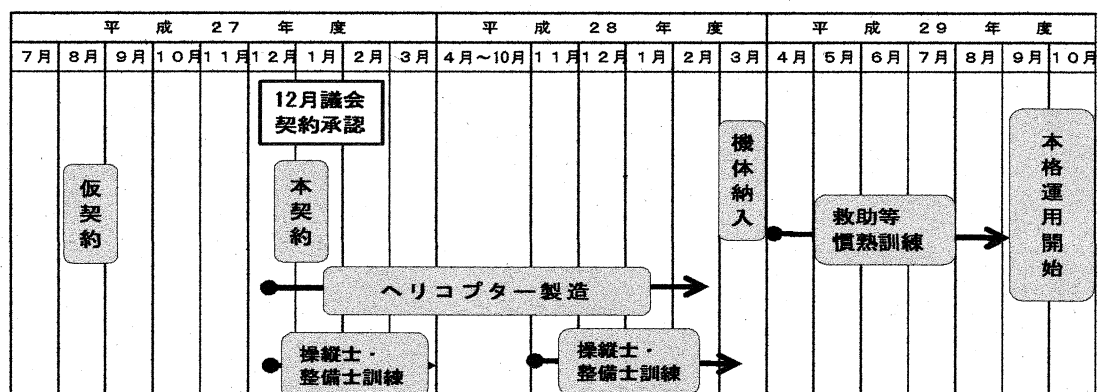
操縦士及び整備士が、消防防災ヘリコプターの耐空検査による運航停止期間中に、機体及び装備品の操作等に関する訓練を受講

- ・訓練対象人数 12名（操縦士6名、整備士6名、本年度は内6名を対象）
- ・訓練期間 1グループ 4日間

○平成27年度訓練等経費

- ・旅費（航空従事者の訓練及び打ち合わせ等） 1,484千円

〔予定スケジュール〕



【参 考】

政府調達苦情申立について

(1) これまでの経緯

○ 平成27年 7月31日

入札実施

○ 平成27年 8月 4日

ベルヘリコプター株式会社が、秋田県政府調達苦情検討委員会（以下、「委員会」という。）に仕様書の見直し及び新たな調達手続きを求める苦情申立書を提出

○ 平成27年10月29日

委員会において、申し立ては排斥すべきものであるとの結論を得た。

(2) 委員会報告書の要旨

申 立 要 旨	報 告 書 の 結 論
①現有機と共通の特殊工具を省略可能とした仕様は、新規参入者にとってコスト面で不利	○協定は、外国と国内の製品や業者を差別しないことを規定したものである。
②航空従事者等の訓練を含めた仕様は、新規参入者にとってコスト面で不利	○仕様に基づくコスト面での差は、後継機と、それ以外の機種間での差であって、協定に規定する内外無差別待遇の原則に違反しない。
③デジタル表示形式の計器に関する仕様の追加がなされた時期が遅く、仕様変更に対応した競争力ある入札書類の準備が困難	○仕様書変更に係る入札準備期間として11日間は必ずしも不十分とは言えず、協定に違反しているとまでは言えない。